

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17H00956

研究課題名(和文) イギリス公法争訟における違法性の判断構造に関する研究

研究課題名(英文) Research Study on the Structure of Judging Illegality in UK Public Law Disputes

研究代表者

榊原 秀訓 (SAKAKIBARA, Hidenori)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：00196065

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 30,600,000円

研究成果の概要(和文)： 裁判所は、法の支配の中核部分である司法へのアクセスを重視し、司法審査排除条項を容易には認めない。比例原則審査と伝統的なウェンズベリ原則審査を使い分ける二元論と、比例原則審査に一本化する一元論の論争がある。審査密度の可変性を認めることから、この論争から敬讓のあり方へと関心が移行してきている。ジョンソン政権下では、救済手段に焦点を当てた司法審査制度改革が進んでいる。裁判所における違法性とオンブズマンにおける過誤判断の重複も確認できるようになってきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イギリスにおける議論は、わが国における行政救済に関連する様々な法的論点を議論する上で重要である。具体的には、裁判所の判断可能性としての法律上の争訟論、行政裁量の司法審査のあり方としての社会観念審査や判断過程審査の評価、その審査の厳しさという意味での審査密度が変化し得るものであることを前提に、審査を緩やかにする理由、取消判決によって行政処分 of 法的効力を遡って消滅させるかなどの論点である。さらに、裁判所以外での救済を考える必要性をも示している。

研究成果の概要(英文)： The courts attach great importance to access to justice as a core part of the rule of law and do not readily accept ouster clauses. There is a legal controversy between bifurcation, which uses proportional principle review and traditional Wednesbury principle review, and unification, which unifies the two into one proportional principle review. Interest has shifted from this controversy to deference as it acknowledges the variable intensity of judicial review. Under the Johnson Government, judicial review reform has focused on remedies. It is increasingly possible to identify overlaps between illegality in the courts and maladministration in the Ombudsman.

研究分野：公法学

キーワード：公法学 行政法学 行政救済 行政的正義 違法性 司法審査 行政手続 市民参加

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 違法性判断の多様化と行政的正義

イギリスにおいては、1998年に人権法が制定され、ヨーロッパ人権条約における人権保障を前提に、司法審査が行われて、それ以前と比較して積極的な違法判断が行われてきた。また、ヨーロッパ法の影響を受けつつ、比例原則のような従来のイギリス法には存在しない違法性判断の導入の是非やそのあり方が判例や学説において議論になった。

2007年には、審判所の制度改革がなされ、統一的な二層制の審判所制度がつけられた。第一層の審判所においては、弁護士代理を必要としないような手続のあり方が模索され、他方で、第二層の審判所は、司法化が推進され、高等法院に代わって司法審査を委ねられることも可能になっている。さらに、2004年の「行政的正義 (Administrative Justice)」に関する政府白書の公表以来、審判所にとどまらず、不必要なコスト・負担を回避するために、「比例的紛争解決 (Proportionate Dispute Resolution)」といった理念に基づき、よりインフォーマルな紛争解決手段を含めた制度の運用が重視されている。

(2) 司法審査の件数拡大、司法審査制度改革と法の支配

司法審査は、移民・出入国管理領域を中心に爆発的に司法審査の件数が増大し、それに対する対応の必要性もあって、上記の審判所改革によって設置された第二層審判所に司法審査を委ねる運用がなされてきた。また、件数の増大にも関連して、司法審査を抑制することを目的としたと考えられる司法審査の制度改革提案がなされ、その一部が、2015年法によって実現した。その後も、費用負担の増加や司法審査排除を目指した司法審査に対する制限的な対応がみられた。他方で、研究者などからは、法の支配の観点から司法へのアクセスを制限することに対する警戒が示された。さらに、司法化した審判所と司法審査の関係をどのように理解し、制度を運用するのかが議論され、訴訟で争われてきた。

2. 研究の目的

本研究は、イギリスにおける違法性の判断構造を分析するものである。まず、1998年人権法制定以降の制度改革の中で、違法性判断が積極化してきた理由や現状を検討した。また、司法審査のみならず、その他の行政的正義としての行政救済制度のあり方を確認した。それらの検討を前提に、違法性判断に関して、個々の制度において、また、全体としてどのような変化が生じてきているのかを明らかにすることができる。本研究は、単に違法性判断について現状紹介をするにとどまるものではなく、制度改革による変化の過程をフォローし、司法審査やそれ以外の制度における違法性判断を構造的な仕組みのなかで理解しようとするものである。

さらに、本研究は、イギリスに特有な論点に絞って研究を行うものではなく、わが国を含むイギリス以外の国においても普遍的に存在する問題を研究するものでもある。本研究においては、他国の状況についても一定の認識を有した上でを行い、他国とは異なりイギリス的な特質を明らかにし、わが国におけるイギリス行政法の理解を深めた。違法性の判断構造として、大きな関心を向けられている行政裁量論だけではなく、また、司法審査だけではなく、違法性(瑕疵)判断の構造について、基本的な視座や理論的な影響を与えることができると考えた。

1998年に制定された人権法以降、司法審査が活性化し、また、2004年の「行政的正義」に関する白書発行以来重視されるようになった「比例的紛争解決」により制度改革が進む状況等を踏まえて、司法審査を中心とする行政救済制度における、行政活動の違法性(瑕疵)の判断構造を検討するものであるが、裁判所とそれ以外の制度との関係も問題となる。従来と比較すると、違

法性（瑕疵）判断が積極的に行われ、ヨーロッパ法における判断手法との比較がなされ、また、裁判所とそれ以外の「行政的正義」の制度における違法性（瑕疵）判断の関係が、重複的なものと理解されるようになってきたことにも注目した。

3. 研究の方法

(1) 研究組織

本研究は、「共通」部分を扱うグループと、他の「司法審査」、「審判所・審問・オンブズマン等」を扱う計三つのグループに分かれ、それに応じた役割分担で研究を行った。研究代表者である榊原は、代表者として「研究統括」の責任を負うと同時に、「違法性判断の構造分析」の研究を行った。以下、研究分担者の研究テーマを示す。「共通」部分を扱うグループは、長内「違法・不当・過誤行政概念と救済システムの相互関係」、洞澤「手続的瑕疵と実体的違法性」、田中「行政争訟におけるメディエーション・和解」である。「司法審査」グループは、上田「公正な裁判を受ける権利」、林「司法審査における裁判所の裁量」、大田「裁量基準と裁量拘束禁止原則」、庄村「不作為事案の違法性判断の構造」、深澤「司法審査における理由の差替えと救済方法の選択」である。「審判所・審問・オンブズマン等」グループは、友岡「行政審判制度に見る審理手続の客観性」、伊藤「審判所における違法性の判断構造 - 社会保障関係の審判所を中心にして -」、和泉田「計画争訟における手続的瑕疵の効果」、萩原「警察行政と行政争訟」である。

(2) 研究の進め方

まず、先行する研究成果を共有し、研究の進捗状況や成果を確認するために、毎年度複数の打合せと研究会を開催した。日英の研究者による本・論文にとどまらず、政府の省庁、法改革委員会等の公的機関、自治体や国会の庶民院・貴族院・合同委員会等による意見聴取文書、報告書のような公的資料を収集し、文献調査を行ってきた。イギリスにおいては、例えば、Public Law Project、Constitution UnitやJusticeのように、様々な法律家団体が、理論だけではなく、政策的・実証的な報告書を出し、他にも、個々の行政領域における法制度に関心を有する団体が同様に報告書を出しており、それらの報告書も収集して研究をしてきた。また、違法性判断については、イギリスの文脈に照らすと、行政法研究者のみならず、憲法研究者も研究を行っており、また、イギリスのみならず、他国を比較法研究の対象としている研究者も少なくないことから、イギリス行政法との比較で文献を通して、また報告を依頼して研究した。そのことを通して、イギリス行政法の研究のみでは見落としがちな論点を認識し、必要な情報を得るとともに、多様な観点からの問題把握を行い、理解を深めた。わが国の研究者だけではなく、イギリスの研究者にも報告を依頼し、わが国のイギリス憲法研究者を含め、研究会を開催した。

さらに、本研究では、イギリス調査（ヒアリング調査）に一つの重点を置いている。先に言及した Public Law Project やその団体における研究の中心メンバーであるエセックス大学サンキン（Sunkin）教授や、マンチェスター大学のトーマス（Thomas）教授などにも研究に協力してもらった。その他、研究者、公的機関や法律家団体などを対象にして、ヒアリング調査を行った。ジョンソン政権が成立後、再度司法審査制度改革提案がなされ、また、新型コロナウイルス感染症の影響によって、従来の法制度に様々な影響があったことから、それらに関連する資料の収集分析と検討も行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって、2020年度・2021年度の当初予定は必然的に修正を迫られた。具体的には、計画していた海外調査は中止し、また、2020年度開催予定の複数の研究会開催を延期することになり、研究経費を繰り越して、2021年度にオンラインを通して研究会を開催することになった。海外の研究者が参加するものは時差も考慮した時間設定

をした。

4．研究成果

(1) 司法へのアクセス

近年、幾つかの事件において、違法性判断の前に、司法へのアクセスがどのように保障されるかが争われてきた。直接的に制限するのではなく、費用負担の増加によって訴訟を削減する対応もなされているが、これに対応して、クラウドファンディングを利用した公共訴訟も増加してきている。また、司法へのアクセスは法の支配の中核をなすものとして、裁判所は、法律に司法審査排除条項が規定されている場合にも、容易には司法審査が排除されることを認めず、司法審査を行ってきている。ジョンソン政権の司法制度改革においても、司法審査排除をどうすれば行い得るかを一つの論点としてきた。

(2) 違法性の判断基準

1998年の人権法制定以降、同法の適用の有無にかかわらず、人権がかかわる事件においては、比例原則審査が行われてきた。そのため、それ以外の場合に適用されるウェンズベリ原則審査との使い分けが行われてきた。しかし、このように二つの審査を使い分ける二元論に対して、比例原則審査に一本化する一元論が強力に主張されてきた。比例原則審査の一元論による場合、その審査密度をどうするかといった論点があるが、敬讓の考えによって、司法審査密度を可変的なものにするのが述べられている。二元論の場合にも、様々な考慮事項の考慮によって審査密度を考える必要があることから、議論の焦点は、敬讓をどのように考えるかに移行してきている。わが国と同様に、敬讓は、民主的正統性や専門性を根拠としているが、正当化の文化も反映して、裁判所が行政に対して行政決定を正当化できる説明を求め、審査密度を保っていると考えられる。

(3) 司法審査制度改革と違法判断後の救済手段

ジョンソン政権の司法審査制度改革提案の内容で興味深いのは、違法と判断された後の対応に関する改革提案である。イギリスにおいては、行政処分を争う手段として、わが国の当事者訴訟に相当すると考えられる宣言判決を利用することも認められているが、わが国の取消訴訟に相当すると考えられる取消命令で争うことが多い。その場合に、遡及的に法的効力を否定することになるが、それが必ずしも事案の解決に適合しない場合があると考えられる。そこで、改革提案として、法的効力の取消を将来に限定する裁判所の裁量を承認する提案がなされ、関心を集めている。

(4) 司法審査と行政的正義

行政的正義が強調される中で、裁判所だけでなく、審判所やオンブズマンなどの手段についても大きな関心が向けられてきた。そして、裁判所とオンブズマンとの関係において、違法性と過誤判断の重複が確認できるようになってきている。具体的には、司法救済の余地がある事案においてオンブズマンが調査できること、オンブズマンが過誤行政を認定した根拠として要考慮事項の考慮不盡があげられることがあること、司法審査における違法性判断とオンブズマンの調査における過誤行政判断において実質的な差異がなくなっているなどの状況が確認でき、行政救済制度における役割の重複現象がみられるところとなっている。制度としては、オンライン審判所や行政的審査（Administrative Review）のような新しい仕組みも活用され、公正性・中立性をどのように確保するかといったことが論じられてきている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計57件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 20件）

| | |
|---|---------------------------|
| 1. 著者名 友岡史仁 | 4. 巻 269号 |
| 2. 論文標題 「「パートナーシップ型」合意形成モデル—イギリス地層処分事業の現況」 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 日本エネルギー法研究所月報 | 6. 最初と最後の頁 1頁~4頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 洞澤秀雄 | 4. 巻 45巻1号 |
| 2. 論文標題 「当事者自治と法的規律：BID（Business Improvement Districts）に係る日本・イギリスの比較法研究を通じて」 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 南山法学 | 6. 最初と最後の頁 1頁~55頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15119/00003768 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 林晃大 | 4. 巻 72巻1号 |
| 2. 論文標題 「イギリスにおける環境行政訴訟の実効性—実態調査に基づく分析」 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 法と政治 | 6. 最初と最後の頁 681頁~728頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 田中孝和 | 4. 巻 66巻4号 |
| 2. 論文標題 「オンブズマンによる発意調査（1）：イギリスの議会オンブズマンをめぐる議論を参考に」 | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 福岡大学法学論叢 | 6. 最初と最後の頁 1079頁~1100頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|---|------------------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓 | 4. 巻 44巻1号 |
| 2. 論文標題 「イギリスにおける司法審査の財政的負担とクラウドファンディング」 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 南山法学 | 6. 最初と最後の頁 75頁-108頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15119/00002993 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|----------------------|
| 1. 著者名 長内祐樹 | 4. 巻 63巻1号 |
| 2. 論文標題 「近年のイギリス地方自治における自治体の自主行政権の法的構造 - 2011年地域主義法 (Localism Act 2011) による「自治体の権能に関する包括的権限 (general power of competence)」の授權を中心に - 」 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 金沢法学 | 6. 最初と最後の頁 4頁-78頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24517/00059399 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|-------------------------|
| 1. 著者名 長内祐樹 | 4. 巻 95巻3号 |
| 2. 論文標題 「イギリスにおける司法審査請求の今日的要件についての一考察 - いわゆる「第2段階目の上訴に関する基準: Second Appeal Criteria」の司法審査請求への適用の意義と射程 - 」 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 早稲田法学 | 6. 最初と最後の頁 243頁-268頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|-------------------------|
| 1. 著者名 深澤龍一郎 | 4. 巻 87巻3号 |
| 2. 論文標題 「連合王国の公益訴訟に関する一考察 - Gordon Anthony教授の研究プロジェクトに依拠して」 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 法政研究 (九州大学) | 6. 最初と最後の頁 915頁-941頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15017/4151231 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|-------------------------|
| 1. 著者名 友岡史仁 | 4. 巻 11号 |
| 2. 論文標題 「イギリスにおける環境管理とデジタル化」 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 環境法研究 | 6. 最初と最後の頁 137頁-147頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 上田健介 | 4. 巻 72巻4号 |
| 2. 論文標題 「イギリスの最高裁判所は議会の閉会をなぜ審査し違法と判断できたのか」 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 同志社法学 | 6. 最初と最後の頁 939頁-981頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14988/00028111 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 友岡史仁 | 4. 巻 145号 |
| 2. 論文標題 「規制のサンドボックス」制度の法的意義 「自主創意的」モデルの序論的考察 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 JELIR | 6. 最初と最後の頁 141頁-153頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|------------------------|
| 1. 著者名 上田健介 | 4. 巻 393=394号 |
| 2. 論文標題 「行政訴訟のスタンディング」 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 立命館法学 | 6. 最初と最後の頁 71頁-129頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00014235 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓 | 4. 巻 42巻3・4号 |
| 2. 論文標題 「イギリスにおけるPFIの『終焉』と現在の行政民間化の論点」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 南山法学 | 6. 最初と最後の頁 161頁～191頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15119/00002767 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓 | 4. 巻 43巻2号 |
| 2. 論文標題 「イギリスにおける『行政的正義』の現状 原処分改善、デジタル審判所と行政的審査」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 南山法学 | 6. 最初と最後の頁 55頁～96頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15119/00002826 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|---|----------------------|
| 1. 著者名 長内祐樹 | 4. 巻 62巻1号 |
| 2. 論文標題 「自治体に対する外部監査制度の法と仕組み(四・完) - 国におけるオーディターによる自治体外部監査制度 その沿革と特質」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 金沢法学 | 6. 最初と最後の頁 1頁～27頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 長内祐樹 | 4. 巻 95巻3号 |
| 2. 論文標題 「イギリスにおける司法審査請求の今日的要件についての一考察 いわゆる『第2段階目の上訴に関する基準: Second Appeal Criteria』の司法審査請求への適用の意義と射程」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 早稲田法学 | 6. 最初と最後の頁 241頁～266頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|----------------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓 | 4. 巻 23号 |
| 2. 論文標題 「行政裁量の審査密度 人権・考慮事項・行政規則」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 行政法研究 | 6. 最初と最後の頁 1頁～26頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓 | 4. 巻 80号 |
| 2. 論文標題 「法治主義の現代的課題とイギリスの『法の支配』」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 公法研究 | 6. 最初と最後の頁 69頁～89頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓 | 4. 巻 16号 |
| 2. 論文標題 「イギリスにおける立憲主義、法の支配と司法審査」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 アカデミア社会科学編 | 6. 最初と最後の頁 63頁～89頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15119/00002635 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|---|------------------------|
| 1. 著者名 洞澤秀雄 | 4. 巻 5号 |
| 2. 論文標題 「Brexitとイギリスによる法の維持・形成：2018年EU離脱法を中心に環境法の観点から」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 EU法研究 | 6. 最初と最後の頁 74頁～107頁 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 1. 著者名 上田健介 | 4. 巻 15号 |
| 2. 論文標題 「訴訟費用と裁判を受ける権利」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 近畿大学法科大学院論集 | 6. 最初と最後の頁 37頁～76頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名 友岡史仁 | 4. 巻 1巻2号 |
| 2. 論文標題 「事業（規制）法に基づく行政上の諸規制と独禁法の適用関係論再考 - 電気通信事業法上のエンフォースメントと“競争余地”をめぐり」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 情報通信政策研究 | 6. 最初と最後の頁 15頁～30頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|----------------------|
| 1. 著者名 洞澤秀雄 | 4. 巻 40巻3・4号 |
| 2. 論文標題 「海の管理における海洋空間計画 イギリスの海洋計画制度を参照して」 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 南山法学 | 6. 最初と最後の頁 1頁～38頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計17件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

| |
|-------------------------|
| 1. 発表者名 上田健介 |
| 2. 発表標題 「財政統制の意義と課題」 |
| 3. 学会等名 日本公法学会 |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 庄村 勇人 |
| 2. 発表標題 「自治体行政のデジタル化と個人情報保護 - デジタル改革関連法の検討 - 」 |
| 3. 学会等名 日本地方自治学会 |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 和泉田 保一 |
| 2. 発表標題 「地方自治体の芸術祭への関与についての行政法的検討 『表現の不自由展・その後』を題材にして 」 |
| 3. 学会等名 日本地方自治学会 |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|----------------------------|
| 1. 発表者名 榊原 秀訓 |
| 2. 発表標題 「全体シンポジウム 趣旨説明」 |
| 3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会 |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 大田 直史 |
| 2. 発表標題 「全体シンポジウム デジタルガバメント、デジタルニューディールと地方自治体、地方自治」 |
| 3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会 |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 友岡史仁・和泉田保一 |
| 2. 発表標題 「イギリスにおける高レベル放射性廃棄物地層処分地選定に係るパートナーシップ型合意形成モデルについて」 |
| 3. 学会等名 日本エネルギー法研究所原子力の安全性に係る法的論点検討班 |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 友岡史仁 |
| 2. 発表標題 「新行政不服審査法の領域的検討 規制・調整領域を中心に」 |
| 3. 学会等名 行政法研究フォーラム |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|---------------------------------|
| 1. 発表者名 庄村勇人 |
| 2. 発表標題 「イギリスにおけるPFI事業からの撤退」 |
| 3. 学会等名 日本財政法学会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 榎原秀訓 |
| 2. 発表標題 「ミニ・シンポジウム 行政民間化と法的課題 自治体における行政民間化」 |
| 3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会 |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 庄村 勇人 |
| 2. 発表標題 「ミニ・シンポジウム 行政民間化と法的課題 PFI法と個別法との関係についての法的考察」 |
| 3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会 |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|-------------------------------------|
| 1. 発表者名 榊原 秀訓 |
| 2. 発表標題 「法治主義の現代的課題とイギリスの『法の支配』」 |
| 3. 学会等名 日本公法学会 |
| 4. 発表年 2017年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 友岡 史仁 |
| 2. 発表標題 「事業（規制）法に基づく行政上の諸規制と独禁法の適用関係論再考 電気通信事業法の“競争余地”を視野に」 |
| 3. 学会等名 情報通信法学研究会 |
| 4. 発表年 2017年 |

| |
|-------------------------------------|
| 1. 発表者名 友岡 史仁 |
| 2. 発表標題 「日本における 原子力安全に関する法的枠組み」 |
| 3. 学会等名 アジア原子力フォーラム2018 スタディ・パネル |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|------------------------------|
| 1. 発表者名 上田健介 |
| 2. 発表標題 「イギリスにおける財政規律と憲法」 |
| 3. 学会等名 比較憲法学会 |
| 4. 発表年 2017年 |

〔図書〕 計32件

| | |
|---|---------------------------------------|
| 1. 著者名 本多 滝夫、豊島 明子、稲葉 一将編 | 4. 発行年 2021年 |
| 2. 出版社 法律文化社 | 5. 総ページ数 364頁（158頁-180頁、283頁-301頁） |
| 3. 書名 『転形期における行政と法の支配の省察』のうち榊原秀訓「文化芸術領域における補助金交付決定の法構 あいちトリエンナーレへの不交付決定を事例にして」、深澤龍一郎「イギリス行政訴訟における無効概 念と判決効 - イギリス行政法学の近時の理論動向」 | |

| | |
|---|-----------------------------|
| 1. 著者名 小山 剛、伊川 正樹、渡邊 互編著 | 4. 発行年 2021年 |
| 2. 出版社 尚学社 | 5. 総ページ数 422頁（192頁-211頁） |
| 3. 書名 『立憲国家の制度と展開 - 網中政機先生喜寿記念』のうち庄村勇人「個人情報保護法制の改革と地方議 会」 | |

| | |
|------------------------|------------------|
| 1. 著者名 友岡 史仁 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 信山社出版 | 5. 総ページ数 410頁 |
| 3. 書名 『経済行政法の実践的研究』 | |

| | |
|--|----------------------------|
| 1. 著者名 高橋 明男、佐藤 英世編 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 法律文化社 | 5. 総ページ数 332頁 (36頁-42頁) |
| 3. 書名 『地方自治法の基本』のうち田中孝和「イギリスの地方自治の展開」 | |

| | |
|---|--------------------------|
| 1. 著者名 庄村勇人、中村重美 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 自治体研究社 | 5. 総ページ数 80頁 (7頁-60頁) |
| 3. 書名 『デジタル改革と個人情報保護のゆくえ』のうち庄村勇人「自治体における行政のデジタル化と個人情報保護」 | |

| | |
|---|--|
| 1. 著者名 晴山一穂、白藤博行、本多滝夫、榊原秀訓編著 | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 日本評論社 | 5. 総ページ数 460頁 (237頁-256頁、379頁-395頁、431頁-448頁) |
| 3. 書名 『官僚制改革の行政法理論』のうち榊原秀訓「自治体の政治的中立性と住民の権利」、萩原聡央「『自治体戦略2040構想』と行政サービスの民間化」、庄村勇人「財産管理法制度の『改革』についての若干の考察」 | |

| | |
|---|------------------------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓、岡田知弘、白藤博行編著 | 4. 発行年 2021年 |
| 2. 出版社 自治体研究社 | 5. 総ページ数 250頁 (229頁-249頁) |
| 3. 書名 『公共私・広域の連携と自治の課題』のうち榊原秀訓「終章 自律・自治の自治体間連携と地方議会」 | |

| | |
|---|----------------------------|
| 1. 著者名 井尻昭夫、大崎紘一、三好 宏編著 | 4. 発行年 2021年 |
| 2. 出版社 大学教育出版 | 5. 総ページ数 226頁 (35頁~44頁) |
| 3. 書名 『「寄り添い型研究」による地域価値の向上』のうち伊藤治彦「食の安全と法」 | |

| | |
|--|-----------------------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓、大田直史、庄村勇人、尾林芳匡 | 4. 発行年 2021年 |
| 2. 出版社 自治体研究社 | 5. 総ページ数 136頁 (11頁~114頁) |
| 3. 書名 『行政サービスのインソーシング』のうち榊原秀訓 (第1章、第2章)、大田直史 (第3章)、庄村勇人 (第4章) | |

| | |
|---|----------------------------|
| 1. 著者名 浜川清・稲葉馨・西田幸介編 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 日本評論社 | 5. 総ページ数 312頁 (95~119頁) |
| 3. 書名 『行政の構造変容と権利保護システム』のうち榊原秀訓「第3章 行政裁量と行政救済」 | |

| | |
|---|-----------------------------|
| 1. 著者名 晴山一穂・猿橋均編 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 大月書店 | 5. 総ページ数 302頁 (151~173頁) |
| 3. 書名 『民主的自治体労働者論 生成と展開、そして未来へ』のうち榊原秀訓「地方公務員の基本理念と制度改革・運用実態におけるその変容」 | |

| | |
|--|---------------------------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓編 | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 日本評論社 | 5. 総ページ数 334頁(3～52頁、77～334頁) |
| 3. 書名 『現代イギリスの司法と行政的正義 普遍性と独自性の交錯』のうち上田健介(第1章)、深澤龍一郎(第2章)、榊原秀訓(第4章)、長内祐樹(第5章)、伊藤治彦(第6章)、田中孝和(第7章)、洞澤秀雄(第8章)、庄村勇人(第9章)、和泉田保一(第10章)、萩原聡央(第11章)、友岡史仁(第12章) | |

| | |
|--|----------------------------|
| 1. 著者名 碓井光明・稲葉馨・石崎誠也編 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 信山社 | 5. 総ページ数 624頁(445～469頁) |
| 3. 書名 『行政手続・行政救済法の展開 西竺章先生・中川義朗先生・海老澤俊郎先生喜寿記念』のうち、和泉田保一「イギリスにおける都市計画上の土地収用にかかる損失補償について」 | |

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 榊原秀訓 | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 自治体研究社 | 5. 総ページ数 68頁 |
| 3. 書名 『地方自治体の補助金にみる政治的中立性 石川県MICE助成金不交付問題』 | |

| | |
|---|--------------------------|
| 1. 著者名 友岡史仁・武田邦宣編 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 弘文堂 | 5. 総ページ数 446頁(1頁～31頁) |
| 3. 書名 『エネルギー産業の法・政策・実務』のうち友岡史仁「第1編 競争時代におけるエネルギー産業 第1章 総論」 | |

| | |
|--|-----------------------------|
| 1. 著者名 日本エネルギー法研究所 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 日本エネルギー法研究所 | 5. 総ページ数 153頁(137頁~153頁) |
| 3. 書名 『公益事業の規制と競争政策 電力システム改革を中心として (2015年~2016年度電力システム改革に関連する競争政策検討班研究報告書~)』(JELIRNo.141)のうち友岡史仁「公営企業における法適用関係と課題 水道改革を念頭にして」 | |

| | |
|------------------------------|------------------|
| 1. 著者名 林 晃大 | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 日本評論社 | 5. 総ページ数 269頁 |
| 3. 書名 イギリス環境行政法における市民参加制度 | |

| | |
|--|----------------------------|
| 1. 著者名 片桐直人、岡田順太、松尾陽編 | 4. 発行年 2017年 |
| 2. 出版社 日本評論社 | 5. 総ページ数 243頁(95頁~104頁) |
| 3. 書名 『別冊法学セミナー 新・総合特集シリーズ8 憲法のこれから』のうち和泉田保一「自主的都市秩序と都市計画制度の変容」 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------|---|---------------------------------|----|
| 研究分担者 | 友岡 史仁 (TOMOOKA FUMITO) (00366535) | 日本大学・法学部・教授 (32665) | |
| 研究分担者 | 長内 祐樹 (OSANA I HOROKI) (00579617) | 金沢大学・法学系・准教授 (13301) | |

6. 研究組織（つづき）

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------|--|---------------------------------|----|
| 研究分担者 | 大田 直史 (OHTA Naofumi) (20223836) | 龍谷大学・政策学部・教授 (34316) | |
| 研究分担者 | 深澤 龍一郎 (FUKASAWA Ryuichiro) (50362546) | 名古屋大学・法学研究科・教授 (13901) | |
| 研究分担者 | 上田 健介 (UEDA Kensuke) (60341046) | 近畿大学・法学部・教授 (34419) | |
| 研究分担者 | 洞澤 秀雄 (HORASAWA Hideo) (60382462) | 南山大学・法務研究科・教授 (33917) | |
| 研究分担者 | 和泉田 保一 (IZYMIDA Yasuichi) (60451655) | 山形大学・人文社会科学部・准教授 (11501) | |
| 研究分担者 | 伊藤 治彦 (ITOH Haruhiko) (80176354) | 岡山商科大学・法学部・教授 (35301) | |
| 研究分担者 | 庄村 勇人 (SYOMURA Hayato) (80387589) | 名城大学・法学部・教授 (33919) | |
| 研究分担者 | 萩原 聡央 (HAGIHARA Akihisa) (80410835) | 名古屋経済大学・法学部・教授 (33923) | |

6. 研究組織（つづき）

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------|--|-------------------------------------|----|
| 研究分担者 | 林 晃大 (HAYASHI Akitomo) (80548800) | 近畿大学・法学部・教授 (34419) | |
| 研究分担者 | 田中 孝和 (TANAKA Takakazu) (90441328) | 福岡大学・法学部・准教授 (37111) | |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
| | |